第３３回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録

［日　時］　平成２０年７月３１日（木）午後１時３０分～午後３時３０分

［場　所］　生駒市役所　４０３・４０４会議室

［出席者］

（委　員）　石田榮仁郎、緒方賢史、田中啓義、三村英子

（不服申立人及び補佐人）

不服申立人０名、補佐人０名

（事務局）　企画財政部長・中田好昭、総務課長・高田明平

同課長補佐・堀本慎一、同課情報統計係長・市川　豊

同課情報統計係員・殿水成樹

［配付書類］

〔当日〕　１　レジュメ

２　第32回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録（案）

３　論点（案）諮問情第９号

４　論点（案）諮問情第１０号

５　その他～他の不服申立て状況

〔事前郵送〕

１　第32回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録（案）

〔審議等事項〕

１　第32回会議録案について

２　諮問情第９号について

３　諮問情第１０号について

４　その他

≪審議等内容≫

１　第 32 回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録（案）について

（１）前回会議録について確認。

委員からの会議録についての質疑等はなかった。

（２）事務局より意義申立人による意見書の提出及び申述はしないとの確認したこと報告。

（３）実施機関の理由書と事務局による論点（案）をもとに整理。

２　諮問情第 9 号の論点整理

（１）代理人（受任者）の印影、従業者の氏名について

・法人の受任者について、前回の審査会でも議論したがその氏名は、個人情報（条例第 6 条の 2 号）として取扱うべきではないか。

・従前は、法人の受任者氏名は個人情報とのことで、不開示情報であったが、入札に関して不正があり、県や奈良市でも開示することになった経緯がある。

・法人の受任者氏名については、通常は個人情報（条例第 6 条の 2 号）と考えられるが、法人代表者の代理として入札に参加することを考慮して法人情報として取扱うことは可能である。

・受任者の印影については、すでにその氏名が判明している状況から、個人情報（条例第 6 条の 2 号）というよりは、開示することにより個人の財産等の保護に支障が生ずる（条例第 6 条の 4 号）と判断されるのではないか。

（２）自治会長等の住所、電話番号、広報配布担当者、世話人等の住所、電話番号、管理人の氏名、入館キーの暗証番号

・自治会長の個人住所、電話番号については、すでに自治会長名が公表されていること、また、広報配布先の入館キーの暗証番号については、そ

の使用法などを考えると、個人情報（条例第6条の2号）というよりは、開示することにより個人の財産等の保護その他公共の安全に支障が生ずる（条例第6条の4号）と判断されるのではないか。

・管理人の氏名については、法人の代表者として確認される場合（建物の持ち主や管理法人の代表）以外は、法人の従業員であり個人情報として不開示としている。

・管理人の住所や電話番号が開示されている場合は、管理人室に従業員が通勤している場合で、法人情報として開示している。

・一方、住所や電話番号が不開示になっている場合は、管理人室を住居として位置づけており、住所や電話番号は個人情報として取扱っている。

3　諮問情第10号の論点整理

（1）自治会長の住所、電話番号、個人の印影、自治会長以外の氏名、印影（会計、監事、自治会員等）、自治会長、会計等の口座情報

・自治会長の氏名は公表されているので、各自治会長個人の住所や電話番号、個人印影は、個人情報（条例第6条の2号）とも解せられるが、その内容から考えると、財産等の保護その他公共の安全に支障が生ずる（条例第6条の4号）情報であると考えるのが適当ではないか。

・補助金の振込先口座の情報については、開示することにより自治会や個人に不利益がおよぶ懸念はあるので条例第6条の3号は適当。

（4）自治会資産の預入先の口座情報について

・開示することにより自治会に不利益がおよぶ懸念はあるので条例第6条の3号は適当。

4　その他

（1）本日までに提出されている不服申立てについて事務局より説明する。

諮問情第 11 号から 16 号まであり、内容が似通った申立てもあるため、9 号 10 号の諮問の様に、審議をまとめて実施させていただきたい旨お願いする。

（２）9 月の会議の日程調整を行うことに決まった。

[1 案]　9 月審査会　9 月 24 日（水）午後 1 時 00 分から午後 3 時

[2 案]　9 月審査会　9 月 24 日（水）午後 7 時 30 分から午後 9 時

※[1 案]と[2 案]を調整し日程を確定することになる。